小地域ネットワーク活動推進ハンドブック

『よかったネット』

ささえられて よかった。安心できて よかった。このまちに住んで よかった。

社会福祉法人登米市社会福祉協議会

一人ひとりの力を合わせ、みんなの幸せのために

－　目　　次　－

◇はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

◇小地域活動のいいところ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

◇小地域ネットワーク事業推進要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

◇小地域ネットワーク活動の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

◇小地域ネットワーク活動までの流れ・・　・・・・・・・・・・・・・12

◇たとえばこんなネットワーク活動　・・・・・・・・・・・・・・・・13

共に支え合い 誰もが安心して 暮らせるまちづくり

◆小地域ネットワーク事業を推進します◆

1 はじめに
～小地域ネットワーク事業の意義～

近年、少子高齢化が急速に進むなか、農村の過疎化、核家族化の進行、就労形態の多様化などにより、地域や家庭でのつながりが薄れるなど、地域社会は大きく変わり、近隣の人々がお互いを支え合う力が次第に弱まってきています。

しかも、日常生活の中で何らかの支援を必要としている方々にとって、困りごとがあっても、身近に手助けしてくれる人がいない、すぐに相談できる人がいないなど不安を抱えたまま、地域社会の中で孤立するケースが多くなってきています。

このような中で、地域のつながりの再構築を図りながら、今おかれている現状の中で、地域に住む人々がいつまでも安心して暮らすことができるよう、お互いに支え合う仕組みが必要となっています。

その一つとして、登米市社会福祉協議会では、支援を必要としている方々の近隣住民とボランティア、福祉関係者機関が一体となって日常生活を支える協働活動の仕組みである、「小地域ネットワーク事業（よかったネット）」を推進しています。

② 小地域活動のいいところ

1．**住み慣れた環境での活動**であり、それぞれの**生活リズムを崩すことはありません。**

2．いざという時は**「遠くの親戚より近くの他人」**が大きな力となります。

3．顔見知りの**身近な人との関わりなので安心**できます。

4．問題が発生しても、**素早く、的確できめの細かい活動**ができます。

5．協力する方々も、地区が活動基盤なので**無理なく参加**できます。

6．**「地域の問題は地域で解決していく」**という連帯感が生まれます。

③ 小地域ネットワーク事業推進要項

要援護者とは

本会で推進する小地域ネットワーク活動における「要援護者」とは、登米市内に居住し、日常生活を送るうえで何らかの支援又は、見守り等を必要としている方。

１．事業の目的

この事業は、地域のすべての人が共に支え合い、共存することができる地域の福祉風土を創造し、特に在宅の要援護者一人ひとりを対象に、近隣住民とボランティア、福祉関係者機関が一体となって日常生活を支える協働活動を実施するもので、愛称として「よかったネット」と呼び推進します。

２．事業の対象者

この事業の対象者は、登米市内に居住する在宅の要援護者とします。

対象となる要援護者については、行政区長・町内会長、民生委員児童委員、小地域代表（班長など）により協議し、選定します。

選定された要援護者に対する生活支援事業については、この事業の内容及び計画について十分な説明をし、基本的には、本人及び家族等の同意を得てから事業を推進します。ただし、見守りや安否確認等については必ずしも同意を得る必要はありません。

３．事業の推進体制

この事業の普及と円滑な推進を図るため、推進母体として「小地域ネットワーク事業推進協議会」を登米市社会福祉協議会各支所に設置します。

この活動を円滑に実施するため、要援護者を取り囲む小地域単位で「ネットワーク連絡会」を開催し、協力員の要請、具体的な活動内容の検討を行い、活動を展開していきます。

４．事業の内容

この事業は、要援護者に対するネットを張り、その日常生活におけるニーズ等にもとづく日常生活のサポートを行うとともに、相互の連絡交流等も実施しながら、適切な活動を展開するものです。

要援護者に対する支援活動を行うため、要援護者本人の主体性と意志が最大限尊重されることを基本的視点と捉え、要援護者の身体的状況及び生活実態に応じて、近隣者や友人、ボランティア等の理解と協力を求め、具体的活動展開を図ります。

この事業における日常生活のサービス・援助活動の具体的内容については、本ハンドブック６ページより説明しています。

５．他事業との連携

この事業の推進にあたり、他機関または団体（登米市、地域包括支援センター、福祉事務所、各種相談機関、医療機関、介護事業所、消防、警察）等で実施する関連事業との積極的連携を図るものとします。

６．責任の所在

この事業は、日頃の地域の助け合いを進めていくことを目的に実施するものです。この事業活動中に、対象者に何らかの事故があった際、見守り活動にあたる方が責任を負うことはありません。

4 小地域ネットワーク活動の進め方

小地域ネットワーク活動の基本的な流れおよび内容は次のようになりますが、地区の実情に応じて活動を進めて下さい。

1 対象者の発見

小地域代表（班長等）、近隣住民からの情報や、各種調査、関係機関からの情報等により、対象者を発見します。

例えば・・・このような気がかりな方はいませんか？

郵便物や新聞が
郵便受けにたまっている

家を訪問しても、
顔を出してくれない

夜になっても、
家に明かりがつかない

最近、外出している姿を
見かけなくなった

庭の手入れがされなくなったり、
洗濯物が干されなくなった

家の中から大声で怒鳴る
声が聞こえる

服装が不自然なまま
外出している

見慣れない人が
家に出入りするようになった

顔や腕などに不自然なあざが
多くなった

話をすると、知り合いがなく
寂しいと悩んでいた

最近引っ越してきたが、周囲に
なじめていないようだ

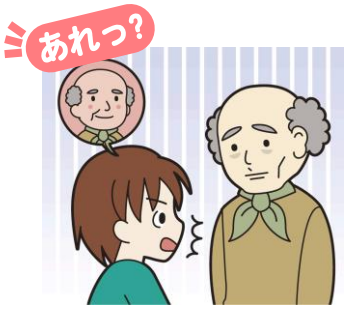

最近、顔色も悪く、
やせてきた気がする

2　対象者の連絡

気がかりな方を発見したら、行政区長・町内会長、民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどへ連絡します。

3　調査の実施

訪問により状況を把握し、ネットワーク事業の対象者であるか、また本人の様子などを確認します。

（調査する人）

地区の民生委員児童委員、社会福祉協議会職員が訪問して調査を行います。

4　ネットワーク対象世帯から同意を得る

生活支援活動につなげる場合は、対象世帯（本人および家族）から利用の意向と支援内容を確認します。また、同意を得ておくことで、必要最低限の情報を関係者で共有することができ、その後の活動が円滑に進められます。ただし、見守りや安否確認等については必ずしも同意を得る必要はありません。

5　関係者との協議（事前打ち合わせ会）

効果的に活動を進めるために、ネットワーク活動に関わる方々の共通理解を図ることが必要です。行政区長・町内会長、民生委員児童委員、支援を必要とされる方の近隣の代表（班長等）で、ネットワーク活動の実施方法や、連絡会の開催について事前に打ち合わせを行います。

６　ネットワーク連絡会の開催

支援を必要とされる方（本人・家族）、行政区長・町内会長、民生委員児童委員、班長、福祉活動推進員、隣近所の方々、友人、知人、社会福祉協議会職員等の関係者が一堂に会し、現在の状況や問題等について話し合います。

※必要に応じ、地域包括支援センター、行政、警察、消防、病院、福祉関係者等の出席を依頼します。

【連絡会の内容】

①	事業内容の説明	事業の目的、活動内容、地域としての進め方などを説明し、共通理解を図ります。
②	留意事項の確認	ネットワーク活動の留意事項を説明するとともに個人情報の取り扱いについて説明します。
③	情　報　交　換	対象となる方の現在の状況や問題などについて話し合い、意見交換などを行います。

参集者の中から協力員をお願いし、具体的な活動予定をたてます。

7 ネットワーク活動開始

ネットワーク連絡会などで確認した事項を基に、活動を開始します。

対象者の健康状態や相談内容によりますが、地域でできる範囲の活動を行います。

【例】

（見守り、声掛け、話し相手や、ゴミ出し、買い物代行、外出支援等）

【訪問の目的】

安否の確認	訪問の一番の目的です。不在の時は、隣近所の協力者に最近の状況を聞いてみる方法もあります。
健康状態の把握	あいさつの中で「お変わりないですか？」と、さりげなく聞く程度で十分です。また、定期的に健康状態を記録していくと、変化に気付きやすくなります。
話し相手	話し相手になるだけで、孤独感を軽減できる場合があります。また、何気ない会話の中にも、困りごとが隠されていることがあります。
情報の提供	地区の行事のお知らせ、制度・サービスの紹介、相談機関の紹介など機会をみて情報提供します。訪問のきっかけとしても有効です。

【日常的な見守り活動は？】

日常的な見守り活動は、訪問とは別に対象世帯の日常生活に変化がないか見守ります。

日頃の暮らしの中で、カーテンの開閉、電気の点灯・消灯など、対象世帯を気にかけていただく程度です。

【困りごとを相談されたら・変化にきづいたら】

対象者から相談を受けた時や、様子がいつもと違っておかしいと思った時は、ひとりで抱え込まずに、協力員や行政区長・町内会長、民生委員児童委員、社会福祉協議会などに連絡し、情報の共有、橋渡しをしましょう。

8　活動の留意事項

◇秘密は守る

だれにでも、他人には知られたくない情報があります。活動の中で知り得た情報を守ることは、信頼関係を築くうえでとても重要なことです。活動に必要のない個人情報をあれこれ聞きだすことは避けましょう。

◇同じ目線で

小地域ネットワーク活動は、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、同じ地域に住む方々でお互いに支え合う活動です。「支援する」という立場ではなく、お互いに同じ目線での「お互い様」という気持ちが大切です。

◇広く受け止める

自分と同じように相手にも感情の起伏があります。時には嫌なこともあるかもしれませんが、広い心で受け止めましょう。

◇ひとりで抱え込まない

活動の中で困ったことがあったら、ひとりで悩まず、協力員や行政区長・町内会長、民生委員児童委員に相談しましょう。自分は「橋渡しの役目」と考え、ひとりで抱え込まないでください。また、個人的な金品のやり取りはトラブルになりやすいので控えましょう。

◇活動は細く長く

即座の成果を得るのは難しいかもしれません。気負わず、無理のない範囲で声掛け、訪問の回数を重ねながら、少しずつ信頼関係を築いていきましょう。

◇礼儀は忘れずに

親しき仲にも礼儀あり。訪問するときに「客」として礼儀を守ることはエチケットです。適度な距離感を保ちましょう。

◇もしもの事故に備え

活動中の万が一の事故に備え、「ボランティア活動保険」などの保険加入をし、活動を行いましょう。

⑨ 訪問記録をつける

活動した際に必要があれば、その時の様子を活動日誌に記録しておきます。

訪問の様子や、活動状況、気づいた点などがあればメモに残し、行政区長・町内会長、民生委員児童委員、関係機関などに連絡し橋渡しをします。

【記録の例】

ネットワーク活動日誌

訪問された方のお名前	訪問の日時	
登米　太郎	期　日	平成 26 年 12 月 25 日
同伴者 福祉　花子	時　間	午前・後 10 時 30 分頃～

訪問先の様子（該当するところの左側に○印をつけてください）	
	① とても元気そうに見えた
	② 普段と変わりなく見えた
○	③ 少し元気がないように見えた
	④ 体調が悪いと話していた
	⑤ その他（　　）

訪問時の活動状況	
	① 訪問して挨拶を交わし声がけ・見守りをした
○	② 訪問してお茶のみをしてお話語りをした
	③ 訪問して外出の手助けをした
	④ 訪問してゴミ袋があったのでゴミ出しをした
	⑤
	⑥
	⑦

何かお気づきのことがあったことについて

「寒くなってきて、ちょっと風邪気味なんだ。」と、話されていた。心配なので、明日も訪問し体調がすぐれない時は、他の協力員と一緒に医者へ連れて行きたいと思います。

一目で分かる 小地域ネットワーク活動までの流れ

① 対象者の発見

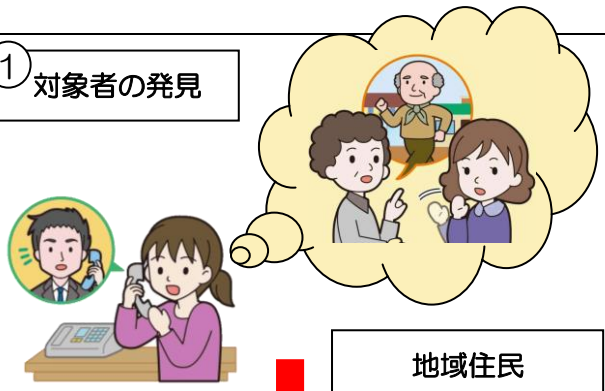

地域住民

② 対象者の連絡

民生委員児童委員

- ◆民生委員活動の中でネットワーク活動が必要な対象者の把握
- ◆対象者からの同意を得る
- ◆対象者への訪問支援
- ◆対象者からの相談

③ 一次調査（意向調査）

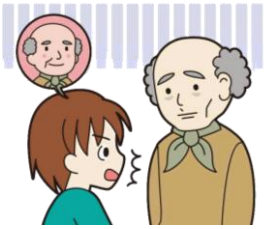

民生委員児童委員が対象者宅を訪問し、現在の様子・状況などを確認します。

④ 二次調査

社会福祉協議会

⑤ 対象世帯から同意を得る

生活支援活動につなげる場合には、対象世帯から意向と支援内容を確認し、同意を得ます。

ただし・・・

同意を得ることができない時も…

見守りや安否確認については、必ずしも同意を得る必要はありません。
※同意を拒んでいても見守り等が必要な方には、地域の協力を得て、行うようにしましょう。

⑥ 関係者との協議（事前打ち合わせ）

効果的に活動を進めるために、活動に関わる方々の共通理解を図ります。

⑦ ネットワーク連絡会の開催

対象世帯（本人・家族）関係者が一堂に会し、今後の活動予定を立てます。参集者の中から協力員をお願いします。

⑧ ネットワーク活動開始

ネットワーク連絡会などで確認した事項を基に、地域でできる範囲の活動を始めます。

⑨ ネットワーク連絡会の開催

☆活動の振り返り～今後の活動へ☆

年に一度は、協力員、関係者でネットワーク連絡会を開き、対象者の状況に変化がないかどうか、また、活動を振り返り、今後のより良い活動へつなげていきます。

例えばこんなネットワーク活動

基本的な活動

◇見守り・安否確認
◇話し相手・声がけ
（日常的な見守り）
・新聞受けの確認
・カーテンの開閉
・電気の点灯、消灯
など

行政区・町内会

◇老人クラブ
◇ミニデイサービス
◇防災訓練

民生委員児童委員

◇相　談
◇声がけ

社会福祉協議会

◇配食サービス
◇高齢者緊急災害連絡カード
◇高齢者緊急時連絡版
◇まもりーぶ
（各種手続き・金銭管理）

緊急時の連絡・通報

介護保険サービスの利用

◇ケアプラン作成
◇デイサービス
◇訪問介護
（ホームヘルパー）
◇訪問入浴

医　療

◇医師の往診

近　親　者

◇金銭管理

生 活 支 援

◇ゴミ出し
◇買い物代行
◇外出支援
など

広報誌等の配布

◇地区行事のお知らせ
広報誌等の配布など、日頃から、挨拶の飛び交う地域づくりを行うことで、悪質商法などの被害を未然に防ぐことができます。

活動にあたっては、地区の実情に応じて、できる範囲の活動を行います。